

令和7年8月26日

今後の世界文化遺産への推薦に係る文化審議会意見について

関係自治体から推薦の希望があった「彦根城」及び資産の拡張推薦に係る事前評価申請の希望があった「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」について文化審議会世界文化遺産部会において調査審議を行ってきたところ、この度、別紙のとおり文化審議会意見が取りまとめられましたので報告します。

<担当> 文化庁文化資源活用課

課	長	塩川 達大
文化遺産国際協力室長	則本 浩佑	
同 室 長 補 佐	高田 淳子	
主任文化財調査官	西 和彦	
文化財調査官	鈴木 地平	
世界文化遺産企画係長	塩川 裕子	

電話：03-5253-4111（代表）（内線 4876）

令和 7 年 8 月 26 日
文化審議会世界文化遺産部会

今後の世界文化遺産への推薦に係る意見

文化審議会世界文化遺産部会においては、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載された資産のうち、関係自治体から推薦の希望があった「彦根城」及び資産の拡張推薦に係る事前評価申請の希望があった「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」について調査審議を行ってきた。その結果、それぞれについて別添 1 及び別添 2 の課題があることを確認し、以下のとおり意見する。

「彦根城」

「彦根城」については、令和 5 年 7 月の文化審議会意見に基づき、同年 9 月にイコモスの事前評価に申請し、令和 6 年 10 月にイコモスによる事前評価の結果が通知された。事前評価結果においては、推薦戦略を徳川期日本における大名統治システムの重要性に置いたことを支持するとされ、世界遺産の評価基準（iii）を満たす可能性があるとされた。

その上で、大名統治システムの運用方法について説明を充実させることや、比較の指標をさらに広げ、より厳密な分析とすること、単独の資産で大名統治システムを完全に表現できているかどうかという点などについて指摘がなされた。

これらの指摘を踏まえて作成された推薦書案については、別添 1 に示すとおり、検討に進捗が見られるものの、なお、課題が残る点がある。今後のイコモスの審査を見据えて、推薦書案にあるような単独の資産での申請を行うためには、説明の充実に向けて引き続き取組が必要である。

「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」

「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の拡張推薦については、平成 24 年の暫定一覧表記載以降、発掘調査が積み重ねられ、追加を推薦する柳之御所遺跡について新たな知見が得られてきている。しかしながら、別添 2 に示すとおり、平成 23 年の世界遺産登録に至るまでのイコモスの評価を踏まえつつ、柳之御所遺跡が世界遺産の評価基準を満たしていると主張する論拠が十分でないため、説明の充実に向けて引き続き取組が必要である。

※イコモス：国際記念物遺跡会議。ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関。

※事前評価制度：推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値等について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける制度。諮問機関との対話を通じて質の高い推薦を促すことを目的とする。

※評価基準（iii）：現存する、あるいは既に消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。

「彦根城」の課題について

1. 推薦書案における「彦根城」単独の資産により大名統治システムを物証することの説明について、様々な説明方法を検討することで、その選択肢が絞り込まれてきたという進捗が見られる。他方、城の歴史的側面の比較分析として、大名の家格、知行高、将軍家との親疎関係、近世に新築されたか否かといった観点から、一定の範囲の城を抽出することについては、それらの比較の観点や具体的な線引きの基準の妥当性や客観性に関して、イコモスから指摘を受ける可能性がある。他城との比較を行い、その中から彦根城を抽出する際には、上記を踏まえて説明の充実を図ること。
2. 資産の遺存状況について、城のどの部分についてその状況判定を行うかについての特定や、地下遺構と地上の建造物とに分けての検討など、分析の精緻化が図られた。他方で、遺存状況の判定を「考古学的遺構」・「建造物」・「その両方」のうちどの観点で行うかについて、遺存状況が良いものとして残った複数の城に関して定性評価による絞り込みを行う過程について、客観性に疑義が生じないよう説明の充実を図ること。
3. イコモスの事前評価で課題として示された大名統治システムに関する説明について充実が図られた。他方で、推薦書案において、「城（城郭）」には行政実務を行う施設や城下町が含まれるのか、「大名」とはどの範囲を指し示すのかなど、大名統治システムの鍵になる概念について十分に説得的な根拠を持って示されていないため、その点についての説明の充実を図ること。
4. 上記で指摘した説明の骨格部分以外についても、推薦書として記載が求められる事項については網羅するよう、説明の充実を図ること。

「平泉 ― 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の
拡張推薦に係る課題について

1. 平成24年の暫定一覧表記載以降、発掘調査が積み重ねられ、追加を推薦する柳之御所遺跡について新たな知見が得られてきている。しかしながら、資産に対するこれまでのイコモスの評価を踏まえつつ、柳之御所遺跡が世界遺産の評価基準を満たしていると主張する論拠が十分でないため、特に以下の観点を踏まえて、検討を行うこと。
 - ・ 柳之御所の構成（池、建物配置等）をより明確に説明し、居館あるいは政庁である柳之御所の性格付けを明らかにすること。その上で、金鷄山に向かう軸線や無量光院の方向に向かう橋の遺構との関係性やその意味を明確に説明すること。
 - ・ 上記を踏まえ、柳之御所がどのような価値の物証となるのかについて具体的な内容を明らかにし、顕著な普遍的価値の言明等について再検討を行うこと。その際、必要に応じて、評価基準の適用の在り方についても再検討すること。
 - ・ あわせて、拡張範囲のうち柳之御所遺跡の一部については中尊寺との一体性を示すという説明が、主張する顕著な普遍的価値の中でどのように位置づけられるのか明確にすること。
2. 今回の拡張推薦に当たり、比較分析の枠組みが前回推薦時のものと同様となっているが、その妥当性について再検討すること。
3. これらの検討に当たっては、同種の拡張推薦の事例を踏まえる必要がある。